



経営者必読！

改正！「パートタイム労働法」について

今回は今年4月1日から施行されます「パートタイム労働法」の改正について少しお話をさせていただきます。

「パートタイム労働法」って？

対象は「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。例えば、「パート」「アルバイト」「臨時社員」「準社員」等と呼び方は様々ですが、いわゆる短時間労働者に関する法律です。

パートタイム労働者を一人でも雇っている事業主の方が対象です。

今回の改正点は、

- ① 労働条件の文書交付・説明義務
- ② 均衡のとれた待遇の確保の促進
(公正な待遇の決定ルールを整備)
- ③ 通常労働者への転換の推進
- ④ 苦情処理・紛争解決援助
- ⑤ 事業主等支援の整備
(短時間労働援助センター事業の見直し)



公正な待遇の実現
労働生産性の上昇

の大きく上記の5点となります。

①は、労働条件の文書交付等による明示が努力義務から義務化となり、昇給、退職手当、賞与の有無につき文書の交付等による明示が必要となります。違反した場合は過料10万円がかかります(安全衛生、職業訓練等に関する事項は引き続き努力義務)。また、待遇についての説明も義務化され、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明が必要となります。

ここでは、すべての項目について説明しきれませんので、パート従業員を雇用されている事業主の方は、是非とも、一度目を通して頂ければと思います。

詳細は、厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

今回の改正により、今まで以上に人事管理が必要となります。

是非この機会に人事管理システムのご検討を。ご相談は・・・

ネットリンクス(株) 086-231-0890 担当:柳川まで

介護保険料率改正のご案内

平成20年3月より、政府管掌健康保険の介護保険料率が改正されます。

●平成20年4月30日納付期限分より)

現行 1.23% → 変更後 1.13%

※給与計算ソフトをご利用のお客様は、料率変更を必ず行ってください。変更方法は、弊社HPをご覧ください。

<http://www.net-links.co.jp/>

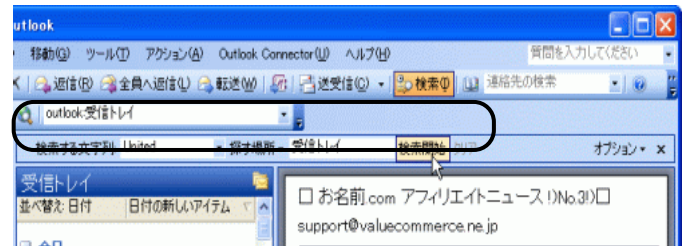
また、4月より医療保険制度改正に伴い、自己負担割合等が改正されます。詳しくは、同梱の別紙をご覧ください。

IT豆知識：メールの簡易検索(Outlook編)

最近では、コミュニケーションの一つのツールとして、メールでのやり取りが多くなってきております。

沢山のメールの中から、キーワード入力するだけで、そのキーワードに合致したメールを抽出する時などにご利用いただけます。今回は、メール(Outlook)内での検索機能についてお話しします。

- ① 検索対象となるフォルダを選択します。
- ② 標準ツールバーの「検索」(検索)ボタンをクリック、また、メニューから[ツール]-[検索]-[検索]を選択します。
- ③ [検索する文字列]に文字列を入力し、[検索開始]ボタンをクリックします。



- ④ 検索する文字列に一致したメールが抽出されます。

インストラクターのひとり言

先日、娘の参観日に行ってきました。今回は、2分の1成人式(10歳を迎え、大人へ向かう第一歩を踏み出したことを祝う)でした。娘は発表するということもあり、私が行くのを拒んでいましたが、こっそり見に行きました。

「将来の夢」を毛筆で書き、なぜその職業を選んだか、理由を発表していました。ちなみに将来の夢は、パティシエールでした。自分の作ったお菓子で、みんなに笑顔になってもらいたい・・・とか、言っていました。

普段、見ることのない娘の堂々と発表する姿を見て、あらためて成長を感じる瞬間でした。



「コミュ@ネット」に関する皆様からのご意見、ご感想、ご要望をお待ちしております。

〒700-0822 岡山市表町1-7-15 パークスクエア SHOWA 4F
ネットリンクス株式会社 「コミュ@ネット」担当 神崎涼子
FAX⇒086-226-1802 E-mail⇒info@net-links.co.jp
ホームページでも充実した情報をお届けしています。⇒<http://www.net-links.co.jp>